

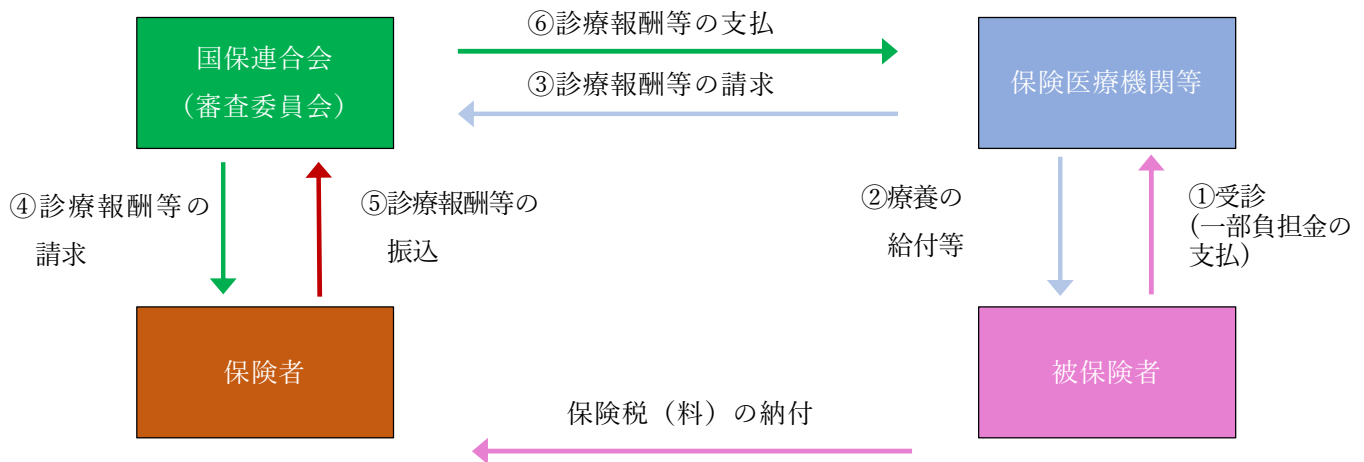
Ⅱ. 業務内容

1. 診療報酬審査支払事業・その他の支払業務

(1) 審査支払業務

保険医療機関等から提出される診療報酬明細書等について、審査を行い、保険者等(市町、国保組合、後期高齢者医療広域連合)へ医療費等を請求し、保険医療機関等へ支払を行っています。

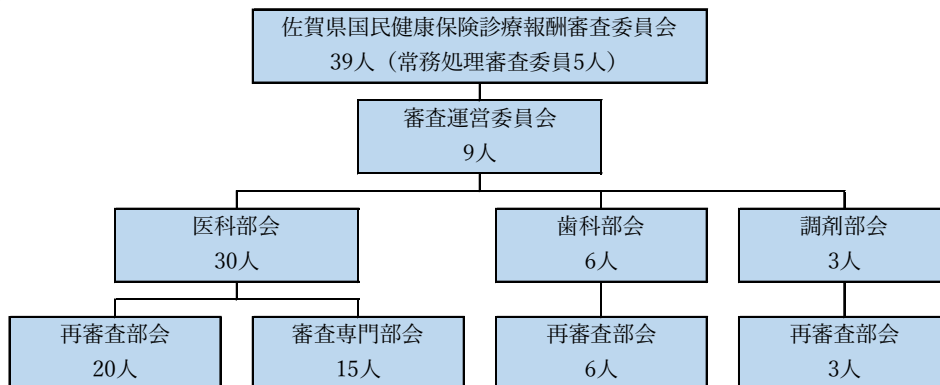
<業務の流れ>



(2) 国民健康保険診療報酬審査委員会・後期高齢者医療診療報酬審査委員会

国民健康保険診療報酬審査委員会(後期高齢者医療診療報酬審査委員会)は国民健康保険法第87条(高齢者の医療の確保に関する法律第126条の規定)に基づき設置され、県知事の委嘱を受けた保険医(薬剤師)、保険者及び公益の三者を代表する同数の委員で組織されています。

①組織図



②委員数 39人(公益代表13人、保険者代表13人、保険医(薬剤師)代表13人)
診療科別内訳

内科	15人	脳神経外科	1人	外科	5人
整形外科	2人	産婦人科	1人	精神科	1人
眼科	1人	小児科	1人	耳鼻咽喉科	1人
皮膚科	1人	泌尿器科	1人	歯科	6人
				調剤	3人

<国保 診療報酬の支払件数と支払金額の推移>

(単位：件、円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支払件数	医科	1,789,346	1,789,513	1,749,515	1,673,366	1,595,359
	歯科	385,163	378,475	376,504	367,336	360,142
	調剤	1,295,961	1,296,011	1,276,107	1,226,437	1,184,264
	訪問看護	12,735	13,841	14,883	16,038	17,597
支払金額	医科	53,772,600,145	55,143,587,437	53,986,025,267	52,224,590,592	51,620,596,379
	歯科	3,708,766,430	3,648,823,526	3,550,258,271	3,489,302,244	3,452,522,914
	調剤	10,330,403,179	10,049,174,813	10,182,136,322	9,890,829,555	10,045,059,376
	訪問看護	652,654,573	704,570,629	803,266,335	850,732,107	963,863,815

<後期 診療報酬の支払件数と支払金額の推移>

(単位：件、円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支払件数	医科	2,180,174	2,231,174	2,289,307	2,350,981	2,386,930
	歯科	289,576	302,829	326,621	346,211	363,883
	調剤	1,618,140	1,650,678	1,691,509	1,745,634	1,794,877
	訪問看護	9,394	10,414	11,278	12,241	13,223
支払金額	医科	96,963,444,005	104,024,559,829	106,398,738,177	108,206,427,135	112,603,432,231
	歯科	3,754,340,029	3,889,976,165	4,034,200,611	4,233,954,506	4,433,007,051
	調剤	17,686,300,362	17,527,270,956	17,820,646,141	18,457,271,385	19,180,683,718
	訪問看護	819,655,837	928,914,018	986,662,182	1,051,247,181	1,163,301,058

(3) 柔道整復施術療養費審査委員会

柔道整復施術療養費審査委員会は、本会理事長が委嘱を行い、施術担当者、保険者及び学識経験者の三者を代表する委員で組織されています。

①委員数 4人（施術担当者代表1人、保険者代表1人、学識経験者2人）

<柔道整復施術療養費の支払件数と支払金額の推移>

(単位：件、円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支払件数	国保	75,013	71,074	67,875	65,330	61,236
	後期	50,263	50,899	51,670	51,553	49,382
支払金額	国保	374,115,396	342,577,454	317,625,724	302,097,946	277,401,043
	後期	416,647,936	401,221,457	386,998,999	373,066,299	344,876,925

(4) 出産育児一時金等支払業務

保険者から委託を受け、医療機関等から請求される出産育児一時金等について、支給要件等の確認や保険者への請求、医療機関等への支払事務を行っています。

<出産育児一時金の支払件数と支払金額の推移>

(単位：件、円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支払件数	634	578	574	483	432
支払金額	265,557,790	236,151,321	259,975,806	235,910,310	204,755,916

(5) 予防接種費審査支払業務

県内市町が実施する定期予防接種等について、佐賀県予防接種広域化実施要領に基づき、平成19年10月から審査支払業務を受託しています。

<予防接種の支払件数と支払金額の推移>

(単位：件、円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支払件数	319,650	319,790	311,177	319,661	304,127
支払金額	2,240,339,865	2,291,170,619	2,322,666,045	2,942,642,492	2,741,921,016

※新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種（令和3年2月～令和6年3月実施）は含まない。

2. 診療報酬明細書等の2次点検

保険者事務の効率化及び国保財政の健全化に資することを目的に、保険者からの委託を受け、診療報酬明細書等の2次点検業務を実施しています。

3. 国民健康保険事務共同電算処理事業

県下保険者（市町、国保組合）に共通する事務を本会が一元的に共同処理するもので、各種帳票、各種統計資料の作成、医療費通知・後発医薬品利用差額通知の作成、市町村事務処理標準システムの共同運用等を行っています。

また、審査支払及び共電関係帳票並びに高額療養費関係帳票は、ネットワーク上で提供しています。

4. 第三者行為損害賠償求償事務共同事業

国民健康保険法第64条第1項、高齢者の医療の確保に関する法律第58条第1項、介護保険法第21条第1項の規定により、保険者が代位取得する損害賠償請求権の行使事務を、保険者から委

託を受けて行っています。

平成 29 年度までは交通事故に限った求償事務を行っていましたが、平成 30 年度からは全ての第三者行為に対象を拡大したほか、福祉医療費助成制度に係る求償事務、傷病届の勧奨通知事務についても行っています。

また、事務を円滑かつ効率的に行うため、保険者に対する支援、担当者研修会、加害者面談（加害者宅訪問）を実施しています。

< 第三者行為求償事務共同事業実施状況 >

(単位：件、円)

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
抽出件数		3,084	3,061	3,160	3,444	3,181
受託件数		392 (16)	321 (9)	362 (24)	350 (8)	371 (17)
求償 (請求)	件数	398 (13)	313 (11)	370 (11)	373 (15)	365 (13)
	決定(請求)額	257,404,156 (18,039,607)	210,521,985 (25,095,791)	241,159,278 (7,508,348)	264,669,752 (11,280,584)	204,456,161 (12,257,814)
受領	件数	566 (21)	478 (27)	525 (17)	513 (22)	505 (24)
	金額	227,492,005 (15,223,664)	185,650,430 (28,394,695)	175,587,952 (665,035)	206,077,283 (11,268,017)	182,527,621 (10,255,667)

※〔抽出件数〕医療機関等から提出されたレセプトの特記事項欄に「10 第三」の記載がある、または傷病名及びコメント等より第三者行為による負傷が疑われるレセプトの件数。(介護保険分は含まない。)

※〔受領〕過年度に請求した分を含む。

※() は介護保険求償の実施状況。上段の数字には含まれない。

5. 特定健診・特定保健指導に関する事業

(1) 特定健診等費用決済・データ管理事業

特定健診・特定保健指導の効果的・効率的な実施のため、特定健診等データ管理システムにより、受診券・利用券発行の支援、被保険者マスタの管理・整備、国庫補助金申請支援、法定報告データ作成業務、特定健診・特定保健指導等の費用決済及びデータ管理を行っています。

また、後期高齢者医療広域連合が実施する健診についても、同様のデータ管理等を行っています。

< 特定健診等データ管理件数及び支払金額 >

(単位：件、円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
受付件数	75,206	79,897	78,509	80,155	77,744
支払金額	409,354,693	452,166,488	452,855,417	456,359,958	446,523,123

< 特定健診実施率 >

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
市町	38.8%	39.5%	40.7%	40.8%	41.1%
国保組合	38.3%	37.3%	40.7%	40.3%	40.4%

(2) 特定健康診査未受診者診療情報提供事業

特定健診実施率向上につなげるため、平成 30 年度から本人の同意のもと治療で実施した検査情報を特定健診に活用する「特定健康診査未受診者診療情報提供事業」を行っており、本会では関係機関との調整・契約事務、費用決済及びデータの管理を実施しています。

< 特定健診未受診者診療情報提供事業 >

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
受付件数 (単位：件)	1,585	1,570	1,581	1,567	1,604
支払金額 (単位：円)	4,154,500	4,111,600	4,146,300	4,096,200	4,175,900

(3) 特定健診受診勧奨支援事業の受託

本会では、特定健診実施率向上を目指し、希望する保険者に対し、特定健診受診勧奨支援事業を実施し、必要なデータの抽出・提供、意見交換会等を行っています。

6. 保健事業

医療制度改革に伴い、平成 20 年度から医療保険者に特定健康診査・特定保健指導の実施が義務づけられ、平成 26 年度には「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」の一部改正が行われ、国保保険者は健康・医療情報を活用して P D C A サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（以下「データヘルス計画」という。）を策定し、実践及び評価を行うことが必要とされました。

本会では、効果的な実践活動をされてきた講師や専門医を招いて保健師等のスキルアップを含む研修会やデータヘルス計画の推進に向けた研修会、情報交換会、巡回訪問支援、実態把握のための健診データなどの各種データの分析を実施し、保険者支援に努めています。

(1) データヘルス計画推進支援事業

- ①各種研修会の開催
 - 1) 新任担当者研修会
 - 2) 保健指導技術研修会（糖尿病・人工透析等予防事業）
 - 3) 国保・保健主管課長、保健師等合同研修会（糖尿病・人工透析等予防事業）
- ②特定健診等分析評価支援事業
- ③国保データベース（K D B）システムの効果的な利活用に関する支援

平成 26 年度から運用を開始した国保データベース（K D B）システムを活用することで、健診、医療、介護の各種データを個人、保険者、比較情報（県・同規模保険者・全国）単位に突合・集計し帳票として出力するなど、保険者においては、これらの情報を有効に活用し、集団（地域）・個人の健康課題を明確化し、効率的・効果的な保健事業の展開が可能となります。

本会では巡回訪問による K D B システムの操作・活用支援及びデータヘルス計画推進支援として、K D B システム及びヘルスサポートラボツールを活用した県計帳票の作成・提供及び読み取り支援を行っています。

（２）国保・後期高齢者ヘルスサポート事業

保険者のレセプト・健診情報等を活用した保健事業が、P D C A サイクルに沿って効果的・効率的に展開することができるよう支援するため、外部有識者からなる保健事業支援・評価委員会を設置し、データヘルス計画推進支援を行っています。

また、個別に支援を希望する保険者への支援や、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」の効果的・効率的な実施に向けた支援も行っています。

（３）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する支援

令和 2 年度から高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する取組がスタートしました。

本会では、国保連合会の役割である、専門職などに対する研修会の開催及び K D B システムの活用支援を佐賀県及び佐賀県後期高齢者医療広域連合と連携しながら実施しています。

（４）各種受託事業

- ①佐賀県国保ヘルスアップ支援事業に係るサポート業務（佐賀県）
- ②佐賀県後期高齢者医療重複服薬等対策支援事業（後期高齢者医療広域連合）
- ③データを活用した介護予防事業データ分析業務（佐賀市）

7. 調査研究支援事業

（１）国民健康保険税賦課試算シミュレーションの情報提供

「保険料（税）適正算定マニュアル＜国保中央会開発＞」を活用し、当該保険者の国保世帯数、被保険者数、課税所得等のデータをもとに、所得階層別、世帯人員別ごとの保険税額等を算出しています。

（２）国保事業費納付金等算定業務

平成 30 年度から県が国保財政運営の責任主体となったことに伴い、県が市町ごとに決定した国保事業費納付金を市町が納付することとなり、加えて県は市町が納付金を集めるために適切な標準税率を示すこととなっています。

本会では県からの委託を受け、納付金及び標準保険税率等の算定を実施しています。

8. 広報事業

(1) 「国保だより」の発行

国保制度に関わる情報をまとめた、国保被保険者向け広報誌「国保だより」を作成しています。

国保だより
第232号 令和6年2月号
14日以内の届け出を忘れなく!
国保に加入するとき・脱退するとき

国保で受けられる給付
国保に加入していると、医療機関にかかったときの医療費をはじめ、さまざまな給付が受けられます。

① 病気やけがで受診したとき
医療機関等の窓口でマイナ保険証等を提示すれば、一定の自己負担額で医療を受けることができます。

② いったん全額自己負担したとき (療養費の支給)
次のような場合は、いったん全額を支払っても国保の窓口へ申請して支給対象として認められれば、自己負担分を除いた額が後から払い戻されます。

③ 出産したとき
被保険者が出産したときは「出産育児一時金」が支給されます。妊娠12週(85日)以降であれば、死産・流産でも支給されます。

④ 亡くなったとき
被保険者が亡くなったとき、葬儀を行った人(喪主)に申請により「葬祭費」が支給されます。

⑤ 移送の費用がかかったとき
医師の指示により、やむを得ず入院や転院時にタクシーなどを利用した場合、申請して認められればその費用が支給されます。

(2) 国保啓発テレビ CM の放送、Web 広告の掲載

国保制度の啓発等を目的にテレビ CM を放送しています。

令和7年度は8月～11月にかけて、タレントの山田夫妻(山田章仁さん・山田ローラさん)を起用したCM(「保険税(料)収納促進」篇、「特定健診受診促進」篇、「ジェネリック医薬品の普及促進」篇の3種類)を放送しました。

また、併せて「特定健診受診促進」篇のCMをYouTube及びLINE広告に掲載しました。

40歳以上の方限定 特定健診

ラグビー元日本代表 山田 章仁
タレント・コラムニスト 山田 ローラ

40歳以上の方限定。特定健診!

口座振替が便利!

問題
国保税は、
便利な口座振替で納期内に必ず納めましょう!

(3) インターネットを活用した広報事業（国保連合会ホームページ）

ホームページにおいて、住民、保険者、医療機関など各方面へタイムリーに情報を発信しています。

<https://www.sagakokuho.or.jp>



(4) Eメール「さかの国保」の作成・配信

保険者の国保等担当者向けに、国保事業の運営に関する情報や本会の事業等を掲載した E メールを関係団体に毎月初旬に配信しています。

[illegible]

9. 各種協議会の状況

(1) 佐賀県保険者協議会

佐賀県内の医療保険者の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組の推進等を図るとともに、佐賀県医療費適正化計画の策定又は変更、佐賀県医療計画の策定又は変更に当たっての意見提出等を行うことを目的とし、佐賀県と本会が共同で事務局の運営を行っています。



(2) 佐賀県国民健康保険運営協議会会長連絡協議会

この協議会は、国民健康保険の健全な運営を図るため、市町が行う国民健康保険事業の一層の振興発展に寄与することを目的としています。

また、本協議会と本会が共同で「国保トップセミナー」を開催しています。



(3) 佐賀県国民健康保険診療施設協議会

この協議会は、佐賀県内の国民健康保険診療施設の機能の充実強化と地域医療に関する医学の向上、並びに施設の運営管理の合理化を図り、もって地域社会における地域包括医療・ケアの推進に寄与することを目的としています。



<第31回佐賀県国保地域医療学会>

10. 各種システムの管理運用

市町国保事務の効率化を図るため、市町の市町村事務処理標準システム、国保事務関連システムであるコクホライン（事業月報）システムの共同運用を行っており、国保資格情報の連携事務や事業月報A表、C表の作成事務を実施しています。

また、本会と保険者の間は佐賀県公共ネットワーク及びN T T光回線で結んでいます。

○国保総合システム

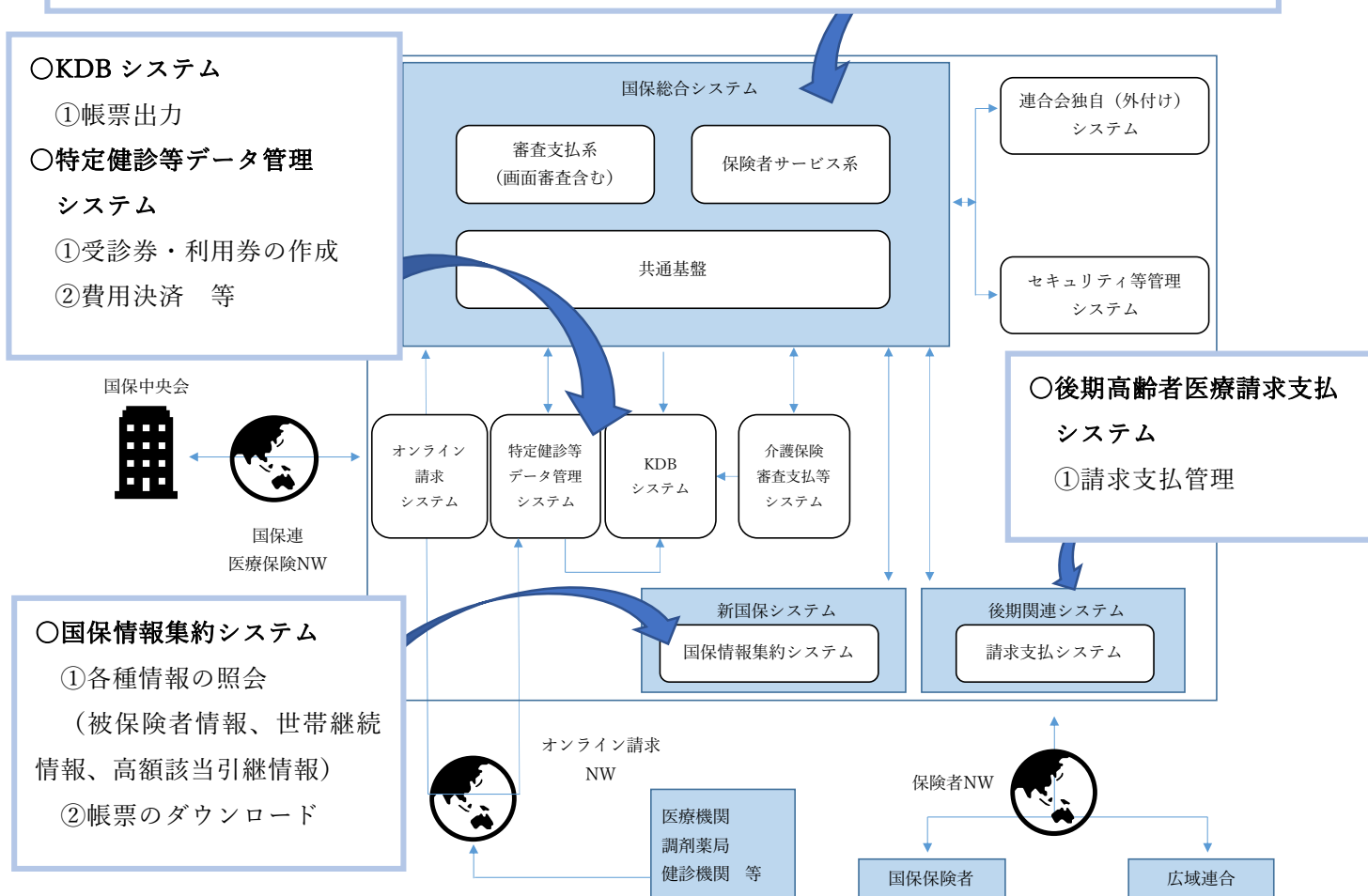
- ①被保険者マスタの登録・修正、給付記録確認・補正、レセプト管理システム、DV 対象者管理等
- ②<療養費機能>支給申請書作成・登録、支給管理等
- ③<高額療養費機能>支給額計算処理、支給申請書作成・登録、外来年間合算、支給管理等
- ④<高額介護合算療養費機能> 支給額計算処理、地単情報の取込み、支給管理等

○KDB システム

- ①帳票出力

○特定健診等データ管理システム

- ①受診券・利用券の作成
- ②費用決済 等



<上図以外の管理運用システム等>

○帳票管理システム

- ①審査支払及び共電関係帳票の磁気管理
- ②表計算ソフト等との連携

○コクホライン（事業月報）システム

- ①事業月報の作成管理

○後期高齢者医療広域連合電算処理システム

- ①資格業務
- ②賦課業務
- ③収納業務
- ④給付業務
- ⑤情報連携業務

○市町村事務処理標準システム

- ①宛名管理
- ②資格管理
- ③保険税賦課

1 1. 介護保険審査支払業務

介護保険法第 176 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に基づき保険者からの委託を受け、サービス事業者等から提出される介護給付費請求明細書等に対する審査支払業務を行っています。

(1) 介護給付費等審査委員会

介護給付費等審査委員会は介護保険法第 179 条に基づき国保連合会に設置されており、国保連合会理事長の委嘱を受けた介護給付等対象サービス担当者、保険者及び公益の三者を代表する同数の委員で組織されています。

審査委員会は、毎月 1 回開催し、特定診療費、緊急時施設療養費等の審査を行っています。

①委員数 3 人（サービス担当者代表、保険者代表、公益代表各 1 人）

<介護給付費等の支払件数と支払金額の推移>

(単位：件、円)

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
支払件数	介護給付費	1,026,933	1,036,549	1,053,983	1,077,109	1,119,962
	介護予防・日常生活支援総合事業	130,596	128,431	122,457	123,914	129,092
支払金額	介護給付費	72,473,561,374	71,771,409,299	73,202,314,578	73,725,594,774	74,100,990,530
	介護予防・日常生活支援総合事業	2,079,630,550	2,058,472,493	2,007,233,153	2,041,277,062	2,141,302,273

(2) 介護保険受給者数の推移

(単位：人)

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
介護	居宅サービス	26,817	27,008	27,540	27,548	28,170
	地域サービス	6,474	6,400	6,543	6,557	6,439
	施設サービス	6,556	6,482	6,419	6,343	6,381
介護予防・日常生活支援総合事業		6,077	5,914	5,792	6,183	6,201

※1 いずれも各年度末（3 月）時点の数。

「受給者数」は、認定者のうち現物給付を受けた人数であり、明細書を被保険者番号で名寄せした件数。

※2 介護予防・日常生活支援総合事業の受給者数には、要支援 1 及び要支援 2 の受給者を含む。

1 2. 介護保険者事務共同処理業務

(1) 保険者事務共同処理

保険者が行う事務のうち、事務の効率化及び経費の節減を図るため、次の範囲において共同処理業務を行っています。

＜共同処理の範囲＞

- ①償還払給付額管理処理に関すること
- ②高額介護サービス費支給処理に関すること
- ③高額医療・高額介護合算療養費支給処理に関すること
- ④介護保険事業状況報告書（保険者月報）処理に関すること
- ⑤介護給付適正化に資する情報の提供及び支援業務等に関すること

(2) 介護給付適正化支援業務

本来、介護保険者が実施することとされている介護給付適正化事業の一部について、効率的かつ効果的に実施するため、介護給付費縦覧審査を年4回実施するとともに、介護給付費医療突合審査を行っています。

支援業務を拡充して、①疑義のある請求明細書の点検、②サービス事業所への算定の適否の確認、③事業所における確認結果の再点検、④算定誤りのある請求明細書について保険者に確認の上、過誤申立書を作成し、過誤調整までを行っています。

また、介護給付適正化システムから出力される各種帳票を基に、保険者の実情に応じた具体的な活用方法等について、保険者個別訪問による支援を行っています。

1 3. 主治医意見書作成料支払業務

保険者からの委託を受けて、保険者が行う介護保険要介護認定及び要支援認定の際に必要な主治医意見書の作成料支払業務を行っています。

＜主治医意見書作成料の支払件数と支払金額の推移＞

(単位：件、円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支払件数	33,112	33,952	30,668	30,072	33,531
支払金額	152,817,456	156,403,918	141,998,591	139,838,010	155,625,712

1 4. 介護予防支援等計画原案作成費支払業務

保険者からの委託を受けて、地域包括支援センターが介護予防支援等計画の原案作成を居宅介護支援事業所に委託した際の介護予防支援等計画原案作成費の支払業務を行っています。

＜介護予防支援等計画原案作成費の支払件数と支払金額の推移＞ (単位：件、円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支払件数	20,023	19,496	18,982	18,535	18,940
支払金額	81,905,360	80,856,780	78,537,530	81,318,012	83,920,456

1 5. 介護サービス苦情処理業務

介護保険法第176条第1項第3号に基づき、介護保険制度における苦情処理機関として次の業務を行っています。

○指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援の質の向上に関する調査並びにサービス事業者に対する必要な指導及び助言

＜苦情相談及び申立の状況＞ (単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
苦情相談	22	17	18	16	11
苦情申立	0	0	0	1	0

1 6. 障害介護給付費・障害児給付費審査支払業務

障害者総合支援法第96条の2に基づき市町からの委託を受けて、障害福祉サービス事業者、障害者支援施設等及び相談支援事業者から請求される介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費等（障害介護給付費）の審査支払業務を行っています。

また、児童福祉法第56条の5の2に基づき市町からの委託を受けて、障害児通所支援事業者等、障害児入所施設等及び障害児相談支援事業者から請求される障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費等（障害児給付費）の審査支払業務を行っています。

そのほか、障害者総合支援法施行令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給額計算処理を行っています。

<障害介護給付費・障害児給付費の支払件数と支払金額の推移>

(単位：件、円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支払件数	障害介護給付費	140,579	145,396	153,491	159,473	167,251
	障害児給付費	68,189	77,955	89,645	100,281	110,056
支払金額	障害介護給付費	20,501,373,972	21,382,656,466	22,841,693,330	25,054,762,861	27,178,493,769
	障害児給付費	5,040,783,567	5,873,322,997	7,026,675,105	8,262,709,383	9,401,709,606

17. 保険料等年金特別徴収情報経由機関業務

介護保険料、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料について、年金からの特別徴収を行うために市町と年金保険者間における年金特別徴収情報経由機関として情報の授受を行っています。

<市町～年金保険者間の特別徴収情報の流れ>

